

開発行為、建築行為等に係る都市計画の早見表(法規制等一覧)

令和8年4月1日現在 平生町建設課

【建築基準法関係】

○：有り、×：無し、△条件による

項目	有無等	摘 要
屋根等不燃化地域 (法第22条関係)	×	
災害危険区域 (法第39条関係)	×	
道路 (法第42条関係)	○	道路の種別は、特定行政庁(山口県柳井土木建築事務所0820-22-0397)へお問い合わせください。
容積率 (法第52条関係)	○	都市計画総括図のとおり 用途地域のない地域は、下表のとおり
建ぺい率 (法第53条関係)	○	都市計画総括図のとおり 用途地域のない地域は、下表のとおり
敷地の最低面積 (法第53の2条関係)	×	
外壁の後退距離 (法第54条関係)	×	
高さの限度 (法第55条関係)	○	第1種低層住居専用地域 10m 第2種低層住居専用地域 12m
斜線制限 (法第56条関係)	○	法令のとおり 用途地域のない地域は、下表のとおり
日影規制区域 (法第56条の2関係)	○	法別表第4(に)欄の(二)号に記載の住居系地域
建築協定 (法第69～73条関係)	×	条例なし

* ご不明な点がございましたら、山口県柳井土木建築事務所へお問い合わせください。

電話0820-22-0397(建築住宅課直通)

〈用途地域の指定のない地域の建築形態規制〉

対象となる地域	右記以外の区域	大字佐賀、大字尾国、大字小群、大字佐合島
容積率	100	200
建ぺい率	60	70
道路斜線制限	∠1.25	∠1.5
隣地斜線制限	20m+∠1.25	20m+∠1.25

【都市計画法関係】

○：有り、×：無し、△条件による

項目	有無等	摘 要
都市計画区域	○	平生町全域都市計画区域 区域区分非設定(通称：非線引き)のため、市街化区域及び市街化調整区域はありません。
準都市計画区域	×	
開発許可	△	1,000㎡以上
用途地域	○	都市計画総括図のとおり
特別用途地域	×	
特定用途制限地域	×	
高層住居誘導地区	×	
高度地区	×	
高度利用地区	×	
防火地域	×	
準防火地域	○	商業地域(全部)、準工業地域(一部)
景観地区、風致地区	×	
駐車場整備地区	×	
臨港地区	○	
緑地保全地域等	×	
流通業務地区	×	
生産緑地地区	×	
伝統的建造物群保存地区	×	
都市施設(道路)	○	都市計画総括図のとおり
都市施設(公園)	○	都市計画総括図のとおり
都市施設(下水道)	○	建設課 下水道班(0820-56-7118)へお問い合わせください。
土地区画整理事業	×	
市街地再開発事業	×	
地区計画	×	

【その他】

○：有り、×：無し、△条件による

項目	有無等	摘 要
宅地造成等工事規制区域	○	山口県建築指導課開発審査班(083-933-3866)へお問い合わせください。
特定盛土等規制区域	○	山口県森林整備課林地保全班(083-933-3480)へお問い合わせください。
景観法	×	
都市緑地法	×	
国土利用計画法	△	5,000㎡以上 建設課 管理班(0820-56-7118)へお問い合わせください。
公拡法	△	10,000㎡以上。ただし、都市計画施設の区域内に所在する土地を含むのであれば200㎡以上。 地域振興課(0820-56-7120)へお問い合わせください。
農地転用等	○	農業委員会(0820-56-7117)へお問い合わせください。
騒音・振動規制法	○	環境政策室(0820-56-7126)へお問い合わせください。
水道	○	柳井地域広域水道企業団(0820-25-0255)へお問い合わせください。